

「国有財産総合情報管理システムの保守業務 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

| 項番 | 該当箇所 | | | | 意見内容 | | 修正有無 | 回答 |
|----|----------|----|---------|--|------|---|------|---|
| | 対象 | 頁 | 項目番号 | 該当部分 | 修正案 | 理由・質問 | | |
| 1 | 調達仕様書(案) | 15 | 4.2.3.7 | 4.2.3.7 関連事業者への対応 保守事業者は保守業務を行うにあたり、必要となる対応・支援を実施すること。 ・国有財産総合情報管理システムの更改に係る設計・開発及び移行業務 ・国有財産総合情報管理システムの運用業務 ・国有財産情報公開サブシステムにおける設計・開発・運用等業務 ・国有財産総合情報管理システムに係る通信回線の提供等業務 ・次期国有財産総合情報管理システムに係るハードウェア等機器賃貸 | - | 必要となる対応・支援の内容はどういったものを想定しているか。 | ○ | 想定する支援内容については、下記のとおり仕様書を修正します。 (修正前)----- 保守事業者は保守業務を行うにあたり、必要となる対応・支援を実施すること。 ・国有財産総合情報管理システムの更改に係る設計・開発及び移行業務 ・国有財産総合情報管理システムの運用業務 ・国有財産情報公開サブシステムにおける設計・開発・運用等業務 ・国有財産総合情報管理システムに係る通信回線の提供等業務 ・次期国有財産総合情報管理システムに係るハードウェア等機器賃貸 (修正後)----- 保守事業者は保守業務を行うにあたり、必要となる以下のような対応及び支援を実施すること。以下の内容以外で、財務省から依頼があった場合には、協議の上、対応すること。 なお、関連事業者は、「2.2 調達案件及びこれと関連する調達案件」に記載のとおり。 ・関連事業者からのシステムやデータ等に関する問い合わせに対応すること ・必要に応じて、関連事業者との打合せに出席し、保守事業者として質疑応答、情報提供を行うこと ・関連事業者へ開発資源を提供すること ・関連事業者からの求めに応じて、システムからデータを抽出し、引き渡す等の作業依頼へ対応すること ・関連事業者が主担当となって行うシステム移行切替の立会い ・運用事業者が主担当となって行う作業の支援 ・ハードウェア等機器事業者が提供する製品保守サービスを活用しての保守作業 ・通信障害など関連事業者と共同して対応しなければならないことへの対応 |
| 2 | 調達仕様書(案) | 21 | 6.2 | 6.2 個人情報の取扱い 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の取扱いに係る事項について財務省と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。 (1) 個人情報取扱責任者が情報管理責任者と異なる場合には、個人情報取扱責任者等の管理体制 (2) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等) 本業務の作業を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、運用事業者はその旨を証明する書類を提出し、財務省の了承を得たうえで実施すること。 個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。 運用事業者は、本業務を履行する上で個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大を防止等のため必要な措置を講ずるとともに、担当職員に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告すること。 個人情報の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。 | - | ①「(2) 個人情報の管理状況の検査に関する事項(検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等)」とあるが、誰が、どのように実施し監査を行うことを想定しているのかご教示いただきたい。 ②「運用事業者はその旨を証明する書類を提出し、財務省の了承を得たうえで実施すること。」とあるが、どのような書面を想定しているのかご教示いただきたい。 ③「個人情報を複製する際には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように破棄・消去を実施すること。なお、受託者は廃棄作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。」保証とはどのような事で保証されると想定しているのかご教示いただきたい。 ④ 本システムにおける個人情報とは、どの機能で取り扱っているデータを指すのか具体的にご教示いただきたい。 | - | ① 財務省職員、財務省から委託された事業者又は他の行政機関等が行うことを想定しています。 個人情報の適正な取扱いが行われているか確認が必要な場合に、報告を求める形で実施することとし、必要に応じて、受託者の作業場所・施設への立ち入り検査を実施することを想定しています。 ② 必要事項の記載がされていれば、様式は問いませんが、様式含め、財務省と協議の上、決定いたします。 ③ 破棄・削除証明書等により、破棄・消去の履行状況を報告してもらうことを想定しています。 ④ 本項目における「個人情報」とは、『個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)』第2条及び第60条において定義される情報であつて、本システムでは普通財産データベース内に存在しています。 当該データを直接取り扱う機能としては、債権、台帳、宿舍及び財務普財がありますが、これらの機能の種類にかかわらず、業務にあたって個人情報を取り扱う際には本項目で定める事項について、遵守することを求めています。 |